

(案 - 1)

(公 印 省 略)
土技第 589 / 号
平成 14 年 6 月 2 / 日

県土整備部各課室長
各県民局県土整備部長) 様

県土整備部長

県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領の改正について

県土整備部においては、民間の技術力を活用しコスト縮減に資するため、平成 11 年度より契約後 V E の試行を行っているところですが、これまでの試行結果を踏まえ、平成 12 年度から運用している契約後 V E 対象工事の選定基準を拡大するなど、V E 提案のしやすい環境づくりを進めるため、県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領を改正しましたので通知します。

今後とも、効率的・効果的な社会基盤整備を推進していくため、県土整備部 V E (試行) 制度を積極的に活用するとともに、本要領に基づき、契約後 V E 工事の適切な選定と制度の運用について、よろしく願います。

なお、県民局県土整備部長にあっては、関係土木事務所等へ周知願います。

記

1. 改正の概要

① 対象工事の拡大 (第 1 条 関係)

県土整備部が発注する 1 億 5,000 万円以上の工事は、原則、契約後 V E 工事とする。

② V E 提案の採否に係る審査方針の追加 (第 6 条 関係)

2. 適用年月日

工事契約の締結日が平成 14 年 10 月 1 日以降の工事

3. 送付文書

- ・ 県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領
- ・ 特記仕様書 (契約後 V E)
- ・ 県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領の改正に係る運用について

・ 参考資料 - 1 : 契約後 V E (試行) 実施要領の改正概要

・ 参考資料 - 2 : 新旧対照

4. 問い合わせ先

県土整備部企画調整局技術企画課

たつか
達可

(内 4 5 7 4)

(案 - 2)

(公 印 省 略)
土技第 58a2 号
平成14年 6月 7日

各部総務担当課長
議会事務局総務課長
警察本部会計課長
教育委員会事務局総務課長

様

県土整備部企画調整局
課長 (技術企画担当)

県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領の送付と対象工事の選定について

県土整備部においては、民間の技術力を活用しコスト縮減に資するため、平成 11 年度より契約後 V E の試行を行っているところですが、これまでの試行結果を踏まえ、契約後 V E 対象工事の選定基準を拡大するなど、V E 提案のでやすい環境づくりのため、県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領を改正しましたので参考送付します。

なお、今回の改正にともない、県土整備部が発注する 1 億 5,000 万円以上の工事については、原則、全て契約後 V E の対象工事とすることとしましたが、分任工事については、予め分任もとの了解を得ることとしております。

つきましては、ご多忙中のところ恐れいりますが、貴部局内の分任工事について、下記により契約後 V E 対象工事とすることの可否についてご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付文書

- ・ 県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領
- ・ 県土整備部契約後 V E (試行) 実施要領の改正に係る運用について
- ・ 平成 14 年度主要営繕工事概要
(参考資料)・ 県土整備部における V E 等の取り組み状況

2. 回答方法

- ・ 別添の「平成 14 年度主要営繕工事概要」に記載されている貴部局の工事について、契約後 V E の対象工事とすることの可否について、別添様式により回答下さい。
- ・ なお、制度の概要については、別添「県土整備部における V E 等の取り組み状況」を参照下さい。

3. 回答期限：平成 14 年 7 月 12 日 (金)

4. 提出及び問い合わせ先

県土整備部企画調整局技術企画課

たっか
達可

(内 4 5 7 4)

平成14年度 主要営繕工事概要 (一般営繕)

営繕課・設備課

主管部局	工事名称	工事概要	工事場所	昇降機	浄化槽	摘要	
議会事務局	議会LAN	整備工事 3号館、12345FLAN整備	神戸市中央区			1/4	
企画管理部	電子県庁推進	県庁WAN (2期)					
		整備工事	地方庁舎159箇所整備	地方庁舎		1/4	
		社総台庁舎WAN					
		設備移設工事	社庁舎LAN整備	加東郡社町		2/4	
	防災企画課	兵庫県消防学校等	学習管理棟RC-2F 延べ3,945㎡				
		学習・訓練施設整備工事	教育・宿泊施設RC-2F 延べ3,750㎡他	三木市志染町		3/4	
		緊急消防援助隊	訓練棟、屋内訓練棟、プール				
		広域訓練拠点整備工事	RC-B1-7F 延べ3,530㎡	三木市志染町		2/4	
		社総台庁舎	本館RC-5F 延べ3,863㎡				
		耐震改修工事	保健所棟 RC-2F 延べ1,167㎡	加東郡社町		工事中	
		飾磨警察署	庁舎棟RC-3F 延べ1,555㎡				
		耐震改修工事	道場棟RC-2F 延べ507㎡	姫路市飾磨区		工事中	
		高砂警察署	耐震改修工事	庁舎棟RC-3F 延べ1,217㎡	高砂市荒井町		3/4
		職員課	磯馴職員住宅				
			外壁等改修工事	外壁塗装、屋根、給水設備等改修	神戸市須磨区		2/4
		浜坂・浜坂芦屋職員住宅					
		公共下水道切替工事	台所、風呂、便所等下水道対応整備	美方郡浜坂町		2/4	
		職員住宅					
		駐車場整備工事	敷地内駐車場整備	明石市		2/4	
	管財課	明石庁舎					
		冷温水機更新等工事	冷温水機更新、漏水補修、舗装改修	明石市本町		2/4	
		第2号館					
		1階ロビー等改修工事	喫茶コーナー、県政・議会PCコーナー設置	神戸市中央区		1/4	
		地下鉄県庁前駅					
		第3号出入口移設工事	RC-1F 延べ52㎡地下接続	神戸市中央区		2/4	
	教育課	新県立大学					
		共通教育棟整備工事	RC-2F 延べ600㎡	神戸市西区		設計 ⑩ 年度 工事 ⑬ 年度	
県民生活部	芸術文化課	県立陶芸館(仮称)	展示棟、管理研究棟他				
		建築工事	RC-B1-2F 延べ6,000㎡	養山市今田町		設計 ⑩ 年度 工事 ⑬ 年度	
		芸術文化センター(仮称)					
		建築工事	SRC-B1-5F 延べ34,200㎡	西宮市高松町	○	2/4	
	障害福祉課	こころのケア研究・研修センター					
		建築工事	S-3F 延べ5,500㎡	神戸市中央区	○	2/4	
		県立精神保健福祉センター					
		建築工事	上記と合築	神戸市中央区		2/4	
	児童課	中央こどもセンター					
		一時保蔵所建築工事	S-2F 延べ780㎡	明石市北王子町		1/4	
	生活衛生課	動物管理事務所					
		プラント収納建築工事	S-1F 延べ65㎡	加東郡社町		工事中	
	大気課	生活科学研究所					
		太陽光発電設置工事	20kW容量	神戸市中央区		3/4	
		粒子線治療センター					
	太陽光発電設置工事	30kW容量	揖保郡新宮町		3/4		
医療課	県立災害医療センター(仮称)						
	建築工事	RC-B1-4F 延べ6,312㎡	神戸市中央区		工事中		
病院局経営課	尼崎病院						
	ライフライン確保対策工事	電気・給水設備	尼崎市東大物町		工事中		
	こども病院						
	ライフライン確保対策工事	電気・給水設備	神戸市須磨区		設計 ⑩ 年度 工事 ⑬ 年度		
	成人病センター						
	棟様替建築工事	本館・核診センター	明石市北王子町		1/4		
	成人病センター						
	手術室建築工事	技術援助 201㎡	明石市北王子町				
	姫路循環器病センター						
	手術室建築工事	技術援助 314㎡	姫路市西住甲				
	脳機能研究センター						
	渡り廊下建築工事	技術援助 S-2F	姫路市西住甲				
産業労働部	労政福祉課	西はりま天文台公園					
		新天文台建設工事	RC-3F 延べ1,073㎡	佐用郡佐用町	○	3/4	
	CSR推進課	やしろの森公園					
		事務所・研修棟建築工事	W1-F 延べ150㎡	加東郡社町		1/4	
		自然活用型野外CSR(夢前)					
	活動拠点施設建築工事	W1-F 延べ300㎡	飾磨郡夢前町		2/4		
	自然活用型野外CSR(中)						
	活動拠点施設建築工事	W1-F 延べ250㎡	多可郡中町	○	1/4		

県 土 整 備 部	公園緑地課	獅子公園	旧木下家保存修理工事	W-2F 延べ 334㎡	神戸市垂水区			4/4
		丹波並木道中央公園	旧中道家解体保存工事	W-1F 延べ 311㎡	篠山市大山新			1/4
		三木総合防災公園	陸上競技場建築工事	RC-3F	三木市志保町			4/4
		三木総合防災公園	インフラ整備工事	電気・ガス・上下水等整備	三木市志保町			設計 ④ 年度 0
		佐野運動公園	第1野球場スタンド等建築工事	パイン材等	津名郡津名町			1/4
		佐野運動公園	第1・第2野球場スコアボード設置工事	スコアボード	津名郡津名町			工事中
		播磨中央公園	クラブハウス建築工事	W-1F 延べ 395㎡	加東郡滝野町			1/4
		播磨中央公園	便所棟建築工事	W-1F 延べ 120㎡	加東郡滝野町			1/4
		有馬富士公園	柳田休憩所その他建築工事	W-1F 延べ 169㎡	三田市福島			1/4
		有馬富士公園	林の生態園便所建築工事	RC-1F 延べ 49㎡	三田市福島			工事中
		県立総合プール(仮称)	建築工事	50m・25m屋内7・A・22m ² 2,000席	尼崎市扇町	○		設計 ④⑤ 年度 工事 ⑥⑦⑧ 年度
		河川開発課	石井ダム	管理所建築工事	RC-2F 延べ 399㎡	神戸市北区		○
		新湊川水系	統合ダム管理所建築工事	RC-4F 延べ 1,091㎡	神戸市兵庫区		○	設計 ④ 年度 工事 ⑤⑥ 年度
	住宅整備課	県営住宅耐震補強設計	耐震補強設計	神戸市長か				設計 ④ 年度
	復興本部	復興企画課	阪神淡路大震災メモリアルセンター(仮称)	2期建築工事	SRC-B1-7F 延べ 10,200㎡	神戸市中央区	○	
阪神淡路大震災メモリアルセンター(仮称)			2期周辺整備工事	イベント広場整備	神戸市中央区			工事中
阪神淡路大震災メモリアルセンター(仮称)			2期クリーンエネルギー推進工事	太陽光発電整備	神戸市中央区			工事中
人と防災未来センター			駐車場整備工事	駐車場整備	神戸市中央区			1/4
警察本部	会計課	姫路待機宿舎	姫路寮新築工事	RC-5F 延べ 6,310㎡	姫路市広畑区			工事中
		赤穂警察署	庁舎新築工事	RC-5F 延べ 2,569㎡	赤穂市加里屋	○		工事中
		自動車警ら隊・機動捜査隊	合同庁舎新築工事	RC-4F 延べ 2,415㎡	神戸市長田区	○		3/4
		教育 委員会	社教文化財課	美術館王子分館	改修工事	本館展示室・別館講堂改修	神戸市灘区	

平成14年度 主要営繕工事概要 (学校営繕)

主管部局	工事名称	工事概要	工事場所	昇降機	浄化槽	摘要	
教育 委員 会	県立氷上高等学校	実習鶏舎建築工事	S-1F 延べ 597㎡	氷上郡春日町			2/4
	県立播磨農業高等学校	実習温室建築工事	S-1F 延べ 964㎡	加西市北条町			2/4
	県立農業高等学校	実習鶏舎建築工事	S-1F 延べ 396㎡	加古川市平岡町			2/4
	県立社高等学校	体育館改築工事	RC-2F 延べ 1,756㎡	加東郡社町			3/4
	県立洲本高等学校	プール改築工事	25m 63-7 附属屋 96㎡	洲本市上物部			2/4
	県立尼崎西高等学校	プール改築工事	25m 63-7 附属屋 96㎡	尼崎市大島			2/4
	県立山崎高等学校	プール改築工事	25m 63-7 附属屋 96㎡	宍粟郡山崎町			2/4
	県立三田新栲想高等学校	建築工事	校舎・体育館・プ-1その他 14,000㎡	三田市学園	○		工事中
	県立津名高等学校	校舎等全面移転改築工事	校舎・体育館・プ-1その他 13,000㎡	津名郡津名町	○		設計 ④⑤ 年度 工事 ⑥⑦ 年度
	県立飾磨工業単位制高等学校	校舎建築工事	RC-4F 延べ 2,593㎡	姫路市飾磨区	○		工事中
	県立いなみ野養護学校	普通教室棟建築工事	S-1F 延べ 516㎡	加古郡稲美町			1/4

県土整備部におけるVE等の取り組み状況

1. 民間技術を活用したVE等の新たな入札契約制度の導入経緯と実績(県土整備部)

民間技術を活用した手法の種類		実施件数				備 考
		H11	H12	H13	H14	
技術提案を 受付ける方式 (VE方式)	設計VE (工事の設計段階)	2	0	0	1	
	入札時VE (工事の入札時)	—	—	—	1	総合評価落札方式
	契約後VE (工事の契約後)	1	11	16	未定	契約件数
		1	0	2	未定	VE提案件数
落札者の 決定方法	総合評価落札方式 (価格・其他要素を総合評価)	—	—	—	1	入札時VEと同時実施
工事目的物 の規定方法	性能規定発注方式 (構造物の要求性能を規定)	—	1	1	未定	排水性舗装工事

※：平成 14 年度件数は、現在手続き中の箇所のみ記載。

2. 制度の概要

(1)VE方式

VE (Value Engineering) とは目的物の機能を低下させずにコスト縮減する、または同等のコストで機能を向上させるための技術であり、提案を受付ける時期により、以下の方式がある。

- 設計VE：設計時にVE検討委員会を設置し、基本設計あるいは詳細設計に対しての代替案を提出し検討を行う方式 (平成 11 年度より導入)
- 入札時VE：工事の入札時に入札希望者の技術提案を受け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、その提案を基に入札することができる方式 (平成 13 年度に新たに制度化)
- 契約後VE：工事の契約後に受注者からの技術提案を受け、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更し、受注者には縮減額の 1/2 相当額を支払うことを前提として、契約額の減額を行う方式 (平成 11 年度より導入)

(2)総合評価方式

価格のみの競争により落札者を決定する価格競争方式に対し、価格及び入札者の提示する機能・技術等の価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式。
(平成 13 年度に新たに制度化)

(参考)総合評価する価格以外の要素

- ・総合的なコスト
 - ・維持管理費、更新費も含めたライフサイクルコスト
 - ・補修費等の支出額等
- ・工事目的物の性能
 - ・機能(強度、耐久性、デザイン等)
- ・社会的要請
 - ・環境の維持(騒音、振動、悪臭、景観等)
 - ・交通の確保(規制車線数、規制時間等)
 - ・安全対策の良否、省資源対策等

(3)性能規定発注方式

目的とする構造物の構造、材料、寸法等を規定して工事発注する従来の方式に対して、目的とする構造物に求める性能とその確認方法を規定して発注する方式。
(舗装工事において平成 12 年度より導入)

県土整備部契約後 V E（試行）実施要領

1 対象工事

(1) 県土整備部が所掌する歳出予算に係る1億5,000万円以上の工事。

ただし、県土整備部以外からの分任工事（財務規則第21条の規定による予算執行の分任を受けた工事をいう。）は、事前に分任もとの部局長の了解を得られたものに限る。

(2) 上記以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待されるものであり、かつ、契約担当者（財務規則第2条8号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が必要と認めた工事。

なお、対象とされた工事については、契約後 V E 方式である旨を契約書等で明記する。

2 提案を求める範囲

V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとするが、工事の実状に照らし個々に定めることとし、設計図書で明記するものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。

(3) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3 V E 審査会の設置

(1) 県土整備部 V E 審査会（以下「V E 審査会」と言う）の組織等については、V E 審査会規約で別に定める。

(2) V E 審査会は下記業務を行う。

①業者の V E 提案についての審査

② V E の結果公表

4 V E の実施

(1) 契約担当者は、契約後 V E に付す工事を選定し工事発注を行う。

(2) 県土整備部企画調整局課長（技術企画担当）（以下「技術企画課長」と言う）は、必要に応じ、上記工事について V E 審査会に報告する。

5 V E 提案の提出期間等

V E 提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとする。なお、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮する。

試行においては、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

6 V E 提案の検討及び審査

(1) V E 提案を受けた契約担当者は、施工の确实性、安全性、設計図書と比較した経済性等について検討を行うものとする。

(2) 契約担当者は、本庁事業課を通じて V E 提案を V E 審査会に諮るものとする。

(3) V E 審査会は、提出された V E 提案が、施工の确实性、安全性が確保され、かつ経済性が優位であると判断される場合は、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定する。

(4) VE提案の審査に当たっては、必要に応じて、VE審査会へ諮るまでに学識経験者等の意見を聴取するものとし、その意見を合わせてVE審査会に諮るものとする。

7 提案の採否の通知

- (1) VE提案の採否は、原則として、VE提案の受領後14日以内に、契約担当者が書面により通知するものとする。ただし、契約担当者は、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) VE提案が適正と認められなかった場合には、契約担当者が、その理由を付して通知するものとする。

8 VE提案が適正と認められた場合の設計変更等

- (1) VE提案が適正と認められた場合には、契約担当者は、設計変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、契約担当者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（VE管理費）を削減しないものとする。
- (4) VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

9 提案内容の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。なお、この旨を入札説明書又は特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

10 責任の所在

契約担当者がVE提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書又は特記仕様書等に記載するものとする。

11 入札公告又は特記仕様書に明示する事項

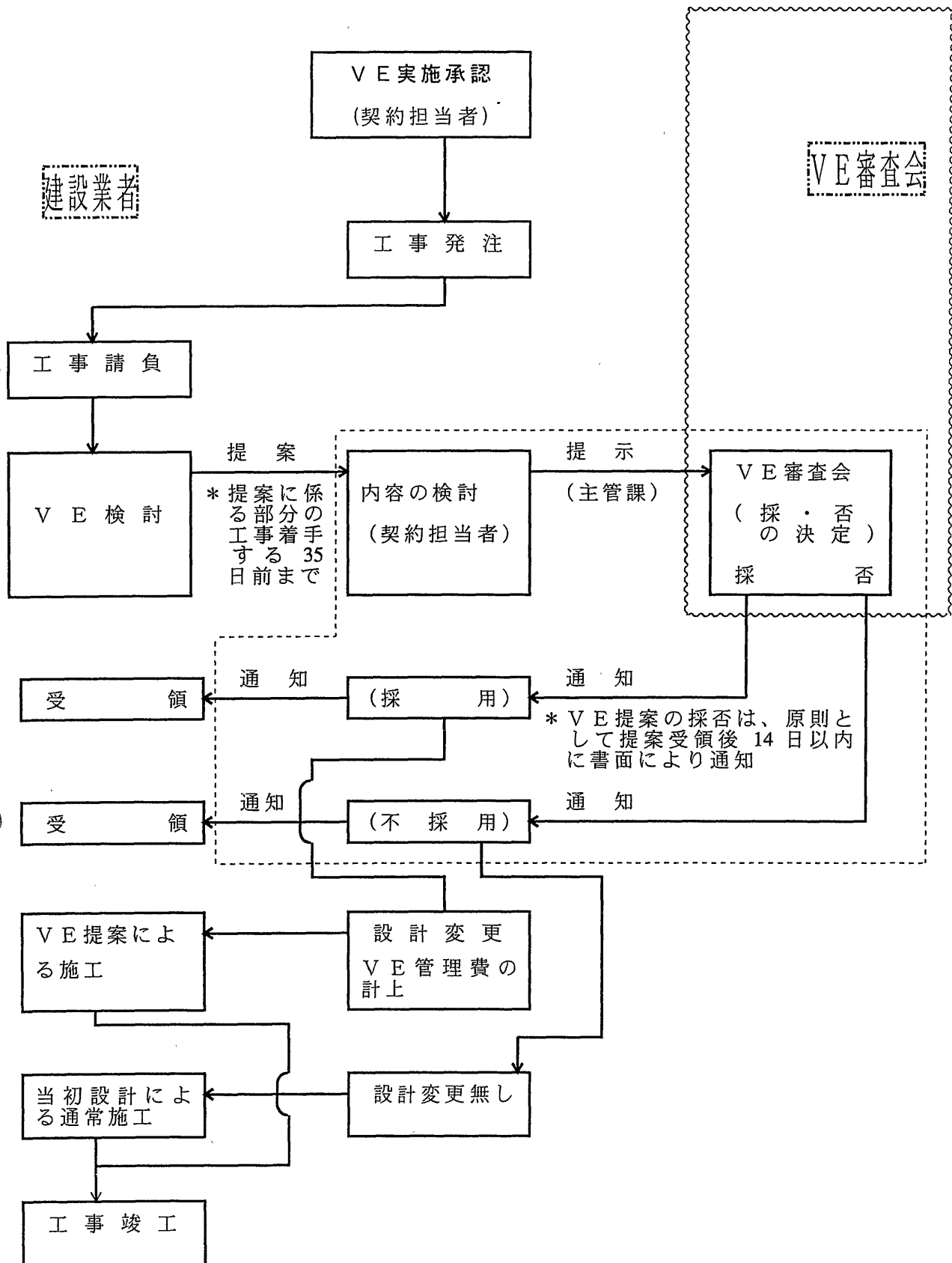
提案を求める場合において、入札公告又は特記仕様書に次の事項を加える。

- (1) 入札公告に係る掲示
 - ① 契約後VEの試行工事であること。
 - ② 詳細を特記仕様書で明記していること。
- (2) 特記仕様書
 - ① 上記項目2、5、6(3)、7から10に関すること。
 - ② VE提案を提出する際の様式。

・付 則

- ・この要領は、平成11年9月9日より施行する。
 - ・平成12年4月1日一部改正（組織の改編等に伴う変更）
 - ・平成13年8月8日一部改正（VE実施手続きの変更）
 - ・平成14年6月5日一部改正（対象工事の拡大等）
- 経過措置：第1条の規定は、平成14年10月1日以降に契約締結する工事に適用する。

(参考) 県土整備部契約後 V E (試行) 実施フロー



特記仕様書（契約後 V E）

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計変更について、乙が甲に行う提案をいう。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 乙が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

① 施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。

② 契約書第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案。

③ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 乙は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（様式 - 1 ~ 4）に記載し、甲に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由。

② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）。

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。

④ 甲が別途発注する関連工事との関係。

⑤ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項。

⑥ その他、V E 提案が採用された場合に留意すべき事項。

(2) 甲は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。

(3) 乙は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに甲に提出できるものとする。なお、提案の回数は原則として 1 回とするが、工事の実状に照らし適宜、変更できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は乙の負担とする。

4. V E 提案の審査

V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性が確保され、かつ経済性が優位であると判断される場合は、V E 提案として採用することを原則として審査を行う。

5. V E 提案の採否等

(1) 甲は、V E 提案の採否について、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（様式 - 5）により乙に通知しなければならない。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

(2) また、提出された V E 提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

(3) 甲は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第 19 条の 2 の規定に基づくものとする。

(4) 甲は、V E 提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第 24 条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

(5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という)を削減しないものとする。

(6) VE提案が適正と認められた後、契約書第18条の変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。

(7) 甲は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

6. VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

7. 責任の所在

甲がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

契約担当者
 ○ ○ ○ ○ 様

請 負 者
 住 所
 氏 名

印

契約書第 19 条の 2 に基づき、V E 提案書を提出いたします。

工 事 件 名 : 契 約 締 結 日 :	連 絡 者 氏 名 TEL FAX	
V E 提 案 の 概 要 <p style="text-align: center;">注) 記入欄が不足する場合には、様式 - 1 の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額 は提案を審査する上で参考とするものです。</p>		
番 号	項 目 内 容	概 算 低 減 額 : 千 円
概算低減額合計		

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書のとめる内容とV E 提案の内容の比較

【現状】・・・略図等

【改善案】・・・略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式-3

番号		項目内容	
----	--	------	--

V E 提案による概算低減額及び算出根拠

【現 状】						【改善案】					
名称	規格等	単位	数量	単価	金額	名称	規格等	単位	数量	単価	金額

様式 - 4

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係わる所見等)